

不利益処分個別票

所管局部課（担当）名 （電話番号）	環境局環境管理部環境管理課（土壌汚染対策グループ）（06-6615-7926）
処分課（担当）名	同上
処分の名称	有害物質使用特定施設の使用の廃止等の通知（報告義務の発生）
概要	土壌汚染対策法では、有害物質使用特定施設の使用の廃止等した場合において、当該施設設置者以外に当該土地所有者等がいるときは、その者に対し、当該施設の使用が廃止等された旨を通知します。この通知を受けた者は、通知を受けた日から起算して120日以内に、当該土地の土壌の特定有害物質による汚染の状況について、指定調査機関に調査を実施させ、その結果を大阪市長に報告する義務があります。
根拠法令等 及び条項	土壌汚染対策法第3条第1項、第3項 土壌汚染対策法施行規則第1条、第17条、第18条 (https://www.env.go.jp/water/dojo/law/kaisei2009.html)
処分基準	○土壌汚染対策法第3条第1項 使用が廃止された有害物質使用特定施設（水質汚濁防止法（昭和45年法律第138号）第2条第2項に規定する特定施設（次項において単に「特定施設」という。）であって、同条第2項第1号に規定する物質（特定有害物質であるものに限る。）をその施設において製造し、使用し、又は処理するものをいう。以下同じ。）に係る工場又は事業場の敷地であった土地の所有者、管理者又は占有者（以下「所有者等」という。）であって、当該有害物質使用特定施設を設置していたもの又は第3項の規定により都道府県知事から通知を受けたものは、環境省令で定めるところにより、当該土地の土壌の特定有害物質による汚染の状況について、環境大臣又は都道府県知事が指定する者に環境省令で定める方法により調査させて、その結果を都道府県知事に報告しなければならない。 ○土壌汚染対策法第3条第3項 都道府県知事は、水質汚濁防止法第10条の規定による特定施設（有害物質使用特定施設であるものに限る。）の使用の廃止の届出を受けた場合その他有害物質使用特定施設の使用が廃止されたことを知った場合において、当該有害物質使用特定施設を設置していた者以外に当該土地の所有者等があるときは、環境省令で定めるところにより、当該土地の所有者等に対し、当該有害物質使用特定施設の使用が廃止された旨その他の環境省令で定める事項を通知するものとする。
ホームページ	https://www.city.osaka.lg.jp/kankyo/page/0000317461.html
備考	